止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

⑹　次に掲げる１）から４）までの基準をすべて満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、経常ＪＶにあっては構成員のうちの１社が、下記１）から４）までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事に配置できるとともに、その他の構成員は下記１）及び４）の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事は余裕期間を設定した工事であり、余裕期間内は、配置予定技術者の配置を要しない。

１）１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成20年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した上記⑸４）及び５）の要件を満たす工事（同一工事かつ同一建築物の実績であること。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を経験として求める期間に加えることができる。

同種工事の経験が、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注の工事又は工事成績相互利用対象工事である場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。

また、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。ただし、通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めない。

３）配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記１）から４）までの基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

また、在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年３月24日付け国土建第483号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年５月31日付け国土建第119号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）において定められた在籍出向等の要件に適合していること。

⑺　当該工事の施工計画の提出にあたっては、入札説明書及び図面等を参考として、適切に立案し、その内容を示した資料を提出すること。

なお、資料の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。

⑻　本工事に経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。

⑼　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注の工事で、令和３年度及び令和４年度において各年度の建築工事（以下「当該工事種別」という。）の工事成績評定点の平均点がどちらも60点未満の場合は欠格とする。

⑾　申請書及び資料の提出期限の日において、低入札工事を受注したことにより、近畿地方整備局が発注する新たな工事への参入を制限されていないこと。

⑿　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。

⒀　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。詳細は入札説明書による。

⒁　施工計画として「工事施工上の留意点」、「留意点に対する検討事項及びその理由」及び「工程表の作成」について審査する。当該工事の施工計画の提出にあたっては、入札説明書及び図面等を参考として、適切に立案し、その内容を示した資料を提出すること。

なお、資料の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。

⒂　入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び図書等に基づき申請書及び資料を作成すること（ただし、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記４⑵ⓑに持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び資料を作成した者も可とする。）。

⒃　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札に関する事項

１）技術評価項目

ア）施工能力等　40点

「企業の施工能力」及び「配置予定技術者の能力」について評価する。

イ）賃上げ評価　３点

賃上げの実施を表明した企業等について評価する。

ウ）施工体制　30点

「施工体制確保の確実性」及び「品質確保の実効性」について評価する。

２）落札者の決定方法

入札参加者は、次のア）からウ）までのすべての要件に該当する者のうち、下記⑵「総合評価の方法」によって算出された数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする（入札説明書参照）。

ア）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ）上記１）の内容が適正であること。

ウ）評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

⑵　総合評価の方法

１）標準点　当該工事について入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

２）加算点及び施工体制評価点　上記⑴１）の技術評価項目について、加算点及び施工体制評価点を与える。

３）評価方法　価格及び価格以外の要素としての技術評価項目に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

⑶　上記⑴において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。